

第3編 風水害・雪害等対策編

第3編 風水害・雪害等対策編

第1章 災害予防

第1節 災害に強いまちづくり

地方公共団体は、災害対策基本法第8条により、治山、治水その他の市土の保全に関する事項その他まちの防災構造の改善に関する事項、交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項等の実施に努めることとされている。市は、館林市都市計画マスタープランにおける「都市防災の方針」との整合を図るとともに、防災関係機関と連携のうえ、風水害、雪害等の災害に強いまちづくりの実現に向けて努力するものとする。

第1 災害に強いまちづくりの推進

1 都市計画マスタープランによる都市防災の構想・基本方針

都市計画課

市は、館林市都市計画マスタープラン（平成17年3月策定）において、風水害等に対する都市防災の構想及び基本方針を以下のとおり設定している。

- ① 避難・救援のための道路ネットワークの形成
- ② 避難地・防災拠点の整備
- ③ 浸水対策

2 災害に備えた施設整備

安全安心課・都市計画課・道路河川課・緑のまち推進課

市は、上記の市都市計画マスタープランの基本方針等に基づき、避難路、避難地、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川、緑地帯などについては、計画的に整備するよう努めるものとする。また、道路及び橋梁（特に鉄道、東北自動車道、利根川、渡良瀬川、谷田川、鶴生田川等に架かるもの）については、必要に応じた補修を行うものとする。

さらに、住宅地等への浸水被害を防止するため、河川改修の計画的実施と維持管理体制の強化に努めるとともに、一級河川については計画的改修を管理者へ働きかけ、準用河川については排水不良地域を含むものから優先的に改修を進めるものとする。

道路については、豪雨時の冠水等により通行不能となる箇所の把握に努め、対応策を講ずるものとする。

その他、本市における災害時の拠点として大規模災害発生時に行政が機能不全に陥ることなく一刻も早い市民への救助活動体制が確立できるように防災拠点を整備し、危機管理体制を構築する。

ここでは風水害の大規模災害時における広域的な救助活動もできるよう、緊急消防援助隊等のベースキャンプや緊急避難場所としての機能も整備する。

第2 雪に強い道路の整備

1 雪に強い道路の整備

道路河川課

道路管理者は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努めるほか、次の道路整備を進めるものとする。

2 道路の除雪体制の整備

道路河川課

道路管理者は、冬季の交通を確保するため、次により除雪体制の整備を進め、最大限の効果的・効率的な除雪に努めるものとする。

特に、集中的な大雪に対して道路管理者は、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

- (1) 融雪剤の備蓄
- (2) 融雪剤の保管場所の整備
- (3) 除雪要員の確保
- (4) 群馬県道路除雪行動計画による、道路管理者の垣根を越えた除雪の実施
- (5) 予防的な通行規制による集中的な除雪
- (6) オペレーターの確保及び除雪技術向上の取り組み

3 市民に対する大雪時の留意事項の周知

秘書課・安全安心課

市は、防災週間、防災等関連事業等を通じ、市民に対し以下の留意事項の周知、徹底を図るものとする。

- (1) ラジオやテレビ等で気象情報、防災上の注意事項を把握する。
- (2) 不要不急の外出をしない。
- (3) 自家用車の使用は極力避ける。やむを得ず車で外出する場合は、冬用タイヤ又はタイヤチェーン、携帯トイレ、スコップ、スクレーパー、飲食料及び毛布等を持ち、雪対策を万全にする。
- (4) エンジンをつけたままの駐車による一酸化炭素中毒に注意する。
- (5) カーポート等車庫の倒壊に注意し、屋根下に近づかないようにする。
- (6) 屋根の雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めの着用をするとともに、複数人で作業を行うようにする。
- (7) 屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする。
- (8) 消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する。
- (9) 協力しあって生活道路、歩道等を除排雪する。

4 建設事業者の健全な存続

契約検査課・道路河川課

市は、熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものと

する。

第3 避難所・避難路の整備

震災対策編第1章第1節第3「避難所・避難路の整備」を準用する。

第4 建築物の安全性の確保

1 防災上重要な施設の堅ろう化

財政課・社会福祉課・高齢者支援課・こども福祉課・健康推進課・商工課・教育総務課・生涯学習課・文化振興課・スポーツ振興課・向井千秋記念子ども科学館・邑楽館林医療事務組合・館林地区消防組合・館林警察署・医療関係機関・社会福祉施設・不特定多数の者が使用する施設・

市及び施設管理者は、それぞれが管理する施設のうち、次に掲げる防災上重要な施設について、風水害、雪害等に対する構造の堅ろう化を図るものとする。

- (1) 災害対策本部が設置される施設（市役所）
- (2) 応急対策活動の拠点施設（館林警察署、館林消防署等）
- (3) 救護活動の拠点施設（保健センター、病院等）
- (4) 避難施設（小・中学校、体育館、公民館等）
- (5) 社会福祉施設（総合福祉センター、障がい者総合支援センター等）
- (6) 不特定多数の者が使用する施設（駅・大規模集客施設等）

2 建築基準法の遵守指導

建築課

市は、住宅をはじめとする建築物の風水害、雪害等に対する安全性の確保を促進するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。

第5 ライフライン施設の機能の確保

1 設備の防災化

安全安心課・下水道課・群馬東部水道企業団・ライフライン事業者（電気、ガス、LPガス、石油、電話）

ライフライン等に関わる事業者は、次によりライフライン設備の防災化を図るものとする。

- (1) 設備の設置又は改修に当たっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計に努めるものとする。
- (2) 系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等を計画的に推進する。

2 防災体制の整備

安全安心課・下水道課・群馬東部水道企業団・ライフライン事業者（電気、ガス、LPガス、石油、電話）

ライフライン等に関わる事業者は、防災計画を作成し、次により防災体制の整備を図るものとする。

- (1) 保守規定を遵守し、整備の巡視・点検を励行するものとする。
- (2) 応急復旧に係る組織体制、動員体制を整備し、従業員に周知に努めるものとする。
- (3) 情報連絡体制の整備を推進する。
- (4) 同業事業者及び関連事業者との相互応援体制の整備を推進する。
- (5) 防災訓練を実施するとともに県又は市が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

3 応急復旧用資機材の整備

安全安心課・下水道課・
群馬東部水道企業団・ライフライン事業者（電気、ガス、LPガス、石油、電話）

- (1) ライフライン等に関わる事業者は、迅速な応急復旧を確保するため、応急復旧用資機材を備蓄するとともに同資機材の保守・点検を励行するものとする。
- (2) 下水道管理者は、民間事業等との協定締結などにより発災後における施設維持又は修繕に努めるとともに、災害発生時において下水道機能を点検するため必要な資機材整備に努めるものとする。

4 需要者への防災知識の普及

安全安心課・下水道課・
群馬東部水道企業団・ライフライン事業者（電気、ガス、LPガス、石油、電話）

ライフライン等に関わる事業者は、災害時に需要者が実施すべき安全措置及び平常時から需要者が心がけるべき安全対策について広報等を行い、需要者への防災知識の普及に努めるものとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

市は、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を未然に防止し、又は最小限に抑える必要がある。

災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、応急収容、必要な生活支援（食料、水等の供給）を行う。

特に、市は、市民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。そのため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、一般市民に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を伝達するものとする。

また、当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害の防止という段階を踏んで災害応急対策を行っていくこととなる。

市は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

以上のような迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためにあらかじめ整備しておくべき事項について、各種計画を推進するものとする。

第1 避難誘導体制の整備

1 警戒レベルと市民がとるべき行動

秘書課・行政課・安全安心課・社会福祉課・高齢者支援課・介護保険課・
(社福)館林市社会福祉協議会

避難勧告等を発令する場合には、市民がとるべき行動を下記一覧表のとおり5段階に分け、「市民に行動を促す情報」と「市民がとるべき行動」の対応を明確にし、「警戒レベル」の段階に応じてとるべき行動が直感的に理解しやすい様に伝達を行う。

【警戒レベル、市民に行動を促す情報、市民がとるべき行動】

警戒レベル	市民に行動を促す情報	市民がとるべき行動	発表者
警戒レベル1	早期注意情報	災害への心構えを高める。	気象庁
警戒レベル2	注意報	避難に備え、ハザードブック等により、自らの避難行動を確認する。	
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	避難に時間を要する市民（高齢者、障がい者、乳幼児等）とその支援者は避難を開始する。	市長
警戒レベル4	避難勧告 避難指示（緊急）	速やかに避難先へ避難する。 避難場所への移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難する。	
警戒レベル5	災害発生情報	既に災害が発生している状況。 命を守るための最善の行動をとる。	

2 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

安全安心課

市は、下記の点について検討し、適切な避難勧告等を行うため、避難すべき区域及び具体的な判断基準を含めた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

- (1) 対象とする災害及び警戒すべき区域・箇所
 - ① 水害
 - ア 市民が避難行動を取る必要のある河川と区間を特定
 - イ 対象とする河川の特性を把握
- (2) 避難すべき区域
 - ① 避難が必要な区域を特定
 - ② 当該区域での災害の様相や、避難勧告等の判断に係る特性を把握
- (3) 避難勧告等の発令の判断基準・考え方
 - ① 避難勧告等（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））の意味合いと、市民に求める行動を確認
 - ② 市民が避難所等へ避難するために必要な時間を把握
 - ③ 避難すべき区域毎に、避難勧告等の発令基準（考え方）を策定
- (4) 避難勧告等の伝達方法
 - ① 伝達文の内容の設定
 - ② 伝達手段及び伝達先の設定
- (5) 参考とすべき情報
 - ① 過去の災害記録（浸水実績等）
 - ② 浸水想定区域図
 - ③ 河川の特徴に関する情報（堤防の整備状況、流下能力図、重要水防箇所、排水機場・水門の状況等）
 - ④ 災害時に入手できる実況情報（水位情報、雨量情報等）
 - ⑤ 避難勧告等に参考とすべき情報（気象警報・注意報、洪水予報等）
 - ⑥ 情報伝達手段の整備状況（市防災行政無線、携帯電話、インターネット、放送機関との協定等）

3 警報等伝達体制の整備

秘書課・行政課・安全安心課・道路河川課・下水道課・生涯学習課

- (1) 市は、警報等を市民等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを明確にしておく。
- (2) 市は、警報及び避難勧告等の内容を市民に迅速かつ確実に伝達できるよう、防災行政無線、広報車等の整備を図る。
- (3) 市は、様々な環境下にある市民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-A L E R T)、テレビ(ワンセグ放送を含む。)、ラジオ(コミュニティFMを含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

4 避難誘導計画の作成

安全安心課

- (1) 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。
- (2) 市は、館林地区消防組合、館林警察署等と協議して避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の避難誘導に係る計画を作成するものとする。その際、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の市民等に対する周知徹底を図るための措置を講ずるものとする。
 なお、防災マップの作成に当たっては、市民も参加する等の工夫を凝らすことにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。
- (3) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。
- (4) (2)の計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。
 - ア 避難勧告等を行う基準
 - イ 避難勧告等の伝達方法
 - ウ 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
 - エ 避難経路及び誘導方法
- (6) 市は、気象警報、避難勧告等を市民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。
- (7) 市は、洪水等に対する市民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定する。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって市民にとって分かりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。
- (8) 市は、避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のた

めのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。

また、そのような事態が生じ得ることを市民にも周知するものとする。

- (9) 興行場、駅その他不特定かつ多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。
- (10) 市は、不特定かつ多数の利用者がいる施設等においては、施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。

5 避難誘導訓練の実施

安全安心課

市は、館林地区消防組合、館林警察署等と協力して市民の避難誘導訓練を実施する。

6 避難所等の周知

秘書課

市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平常時から広報紙等を活用し、市民に対し次の事項を周知する。

- (1) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）を行う基準
- (2) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）の伝達方法
- (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の心得

7 案内標識の設置

安全安心課

- (1) 市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の案内標識の設置に努める。
- (2) 市は、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮するものとする。

8 要配慮者への配慮等

行政課・安全安心課・市民協働課・社会福祉課・こども福祉課・高齢者支援課・学校教育課

- (1) 市は、要配慮者を速やかに避難誘導するため、これら要配慮者の住所、電話番号等を把握するとともに、館林地区消防組合、館林警察署、地域住民及び自主防災組織の協力を得て避難誘導時の連絡方法・誘導方法を定めておくなど、平常時から要配慮者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

なお、把握した住所等の個人情報の取り扱いには、十分留意するものとする。

- (2) 市は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
- (3) 市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。
- (4) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

第2 重要水防区域

重要水防区域については、水防法に基づき、館林地区消防組合が別に定める水防計画によるものとする。市災害対策本部が設置されたときは、館林地区消防組合水防本部と密接に連絡し、その業務を処理する。本市の重要水防区域は、館林地区消防組合水防計画による。

※重要水防区域

洪水により堤防が壊されたり、堤防を越えて水があふれ出したりしないように、水防団（消防団）が土のうを積むなどの「水防」活動を行うが、そうした事態をいち早く察知するため、水位が一定の規模になると水防団は危険な箇所がないか、堤防の点検を実施する。ただし、堤防を点検する区間は長いため、現在の堤防の高さや幅、過去の漏水などの実績などから、あらかじめ水防上重要な区域を決めることで、より効率的な堤防の点検ができ、危険な箇所の早期発見につなげることができる。このような考えから、毎年重要水防区域を定めるとともに、洪水期前には関係者により、その年の重要水防箇所を確認する合同巡視なども実施している。

第3 浸水想定区域

国(国土交通省)及び県(河川課)は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定された河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定している。本市においては、国において「利根川浸水想定区域」「渡良瀬川浸水想定区域」「矢場川浸水想定区域」「多々良川浸水想定区域」が、また、県においては「谷田川浸水想定区域」が指定されている。

また、下早川田町の一部（雲龍寺周辺）に関係する河川として、栃木県において「秋山川浸水想定区域」と「旗川浸水想定区域」が指定されている。

なお、洪水予報河川は利根川及び渡良瀬川が、水位周知河川は矢場川、多々良川、谷田川、新堀川、秋山川及び旗川が指定されている。

水防法第14条第1項の規定により指定された浸水想定区域において円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な措置について定めるものとする。

※洪水予報河川

2以上の都道府県にわたる河川または流域面積の大きい河川で大きな損害が生ずるおそれがあるとして国土交通省が指定した河川。洪水のおそれがあると認められるときはその状況を気象庁と共同で発表して関係都道府県に通知し、合わせて一般市民にも周知を行う。

※水位周知河川

洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じる恐れがある河川に対して、国土交通省ならびに都道府県が水位周知河川として指定している。この水位情報周知河川では、避難判断水位を定めて、この水位に到達した旨の情報を通知・周知している。

1 洪水予報等の伝達方法

秘書課

洪水予報又は氾濫注意水位到達情報の伝達方法については、本編第2章第4節「被災者等への的確な情報伝達活動」を準用する。

2 指定緊急避難場所

安全安心課

洪水時の指定緊急避難場所については、本編第1章第1節第3「避難地・避難路の整備」を準用する。ただし、河川の決壊又は溢水による浸水が想定される区域にある避難場所については、洪水時の避難場所から除くものとする。

(1) 指定緊急避難場所の指定

ア 市は、災害種別に応じて、災害及びその二次被害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定緊急避難場所として指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

イ 指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択するべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害において、当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

ウ 市は、災害の想定により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

(2) 指定緊急避難場所の指定基準

ア 市は、指定緊急避難場所について、災害種別ごとに指定するものとする。

イ 浸水等の被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

3 指定避難所

安全安心課

(1) 指定避難所の指定

ア 市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に考慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、市民への周知徹底を図るものとする。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

イ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定基準

ア 市は、指定避難所について、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

イ 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

(3) 学校を避難所として指定する場合の配慮

市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育現場の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

4 浸水想定区域内の施設等

要配慮者利用施設管理者

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（資料集）の管理者は、施設の入（通）所（院・園）者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、市長に提出するものとする。

5 館林市ハザードブック

安全安心課

市長は、国（国土交通省）及び県（河川課）で示す浸水想定区域を基に上記1から4までの事項を記載した館林市ハザードブックを、市民に周知するものとする。

なお、配布に当たっては、市民がその意味を正しく理解し、災害発生時に的確な行動が取れるよう十分に説明するものとする。

6 要配慮者への配慮

安全安心課

市は、浸水想定区域内に主として要配慮者が利用する施設で、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、地域防災計画において、これらの施設の名称及び所在地について定めるとともに、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を図れるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

資料集

要配慮者利用施設（P6）

第4 通信手段の確保

震災対策編第1章第2節第2「通信手段の確保」を準用する。

第5 職員の応急活動体制の整備

震災対策編第1章第2節第3「職員の応急活動体制の整備」を準用する。

第6 防災関係機関との連絡体制

1 水災に対する連携体制の構築

安全安心課

水災については、国（河川事務所）及び県（河川課）が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、市、国、その他地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

その他の計画については、震災対策編第1章第2節第4「防災関係機関との連携体制の整備」を準用する。

第7 防災中枢機能の整備

震災対策編第1章第2節第5「防災中枢機能の整備」を準用する。

第8 救助、救急及び医療活動体制の整備

震災対策編第1章第2節第6「救助、救急及び医療活動体制の整備」を準用する。

第9 緊急輸送活動体制の整備

震災対策編第1章第2節第8「緊急輸送活動体制の整備」を準用する。

第10 避難収容活動体制の整備

震災対策編第1章第2節第9「避難収容活動体制の整備」を準用する。

第11 食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

震災対策編第1章第2節第10「食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備」を準用する。

第12 広報・広聴体制の整備

震災対策編第1章第2節第11「広報・広聴体制の整備」を準用する。

第13 防災訓練の実施

震災対策編第1章第2節第13「防災訓練の実施」を準用する。

第3節 市民等の防災活動の促進

災害から市民の生命、身体及び財産を守ることは、市に課せられた使命といえるが、市民等は、自然災害に対して行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという、市民主体の取組強化による防災意識の高い社会の構築が必要である。市民は、その自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの安全を守るように行動する。

特に風水害による危険性が高まった場合には、起こりうる災害種別毎のリスクの程度に対応して、市長から避難勧告等を発令する。避難勧告等は一定のまとまりをもった範囲に対して発令されるもので、各個人の居住地の地形、住宅構造、家族構成等には違いがあることから、一人ひとりに即した発令を行うことは困難である。気象現象が激甚化するなか、特に突発的な災害や激甚な災害では、避難勧告等の発令が間に合わないこともある。被害が大きくなれば救助が間に合わないこともある。

市民等は既存の防災施設、行政主導のソフト対策には限界があることを認識し、適切な避難行動、避難のタイミングはそれぞれ異なることを理解した上で、災害種別毎に自宅等が、立退き避難が必要なのか、あるいは、上階への移動等で命に危険が及ぶ可能性がなくなるのか等について、あらかじめ確認・認識し自らの避難行動を判断することが重要となる。

したがって、市は、市民に対する防災思想の普及、徹底に努め、必要な支援を実施し、避難対策をはじめとした防災力の強化に向け全力で取り組むものとする。

第1 災害被災を軽減する市民運動の展開

震災対策編第1章第3節第1「災害被災を軽減する市民運動の展開」を準用する。

第2 防災思想の普及

災害時に防災活動が円滑に実施できるよう、防災業務に従事する職員に対し防災知識の普及、向上を図り、また市民に対し防災知識の普及、地区の実情に応じた災害予防教育を実施し、災害の防止又は軽減を図るものとする。

1 普及及び広報の方法

秘書課・安全安心課・館林地区消防組合・自主防災組織

防災知識の普及及び広報は、おおむね次の媒体の利用等により行うものとする。

- (1) 広報紙、広報資料（パンフレットの配布、ポスターの掲示等）
- (2) 防災映像、スライド等の貸出
- (3) 広報車による市内巡回
- (4) 災害写真の展示等
- (5) 講習会、展示会、映画会等の開催
- (6) 防災週間に合わせての防災訓練の実施
- (7) 消防団員による防火指導
- (8) 自主防災組織による広報活動

2 普及及び広報の内容

行政課・安全安心課・人事課・学校教育課

防災知識の普及及び広報の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 館林市地域防災計画の周知
市は、地域防災計画に基づいてその概要の周知を行うものとする。
- (2) 災害予防の概要
各世帯における防災知識の普及と予想される災害現象等について、関係機関及び各世帯

まで徹底するよう努めるものとする。

(3) 災害時の心得

災害が発生し、または発生するおそれがあるときにおいて、各世帯で特に承知し、又は準備しておく次の事項について徹底するよう努めるものとする。

- ① 気象注意報・警報等の種別とその対策
- ② 避難する場合の携行品
- ③ 避難予定場所と経路等
- ④ 災害時に家庭で準備すべきもの
- ⑤ 被災世帯の心得ておくべき事項

(4) 職員に対する防災教育

災害時における適正な判断力を養い、防災活動を的確に実施できるよう「職員防災マニュアル」を作成・配布し、研修会、講習会等を実施するものとする。

- ① 災害に対する基礎知識
- ② 館林市地域防災計画の内容の周知
- ③ 実施すべき災害時の応急対策の内容
- ④ 災害用備蓄資器材使用方法の周知
- ⑤ 災害時における個人の具体的役割と行動

(5) 市民に対する防災知識の普及

災害から市民の生命、身体、財産を保護することは、市に課せられた重要な使命であるが、災害対策の万全を期すためには、市民一人ひとりが正しい防災知識を持ち、「自らの命は自らが守る」という防災意識の高揚を図ることが重要である。

このため、市は、次頁に掲げる事項について防災知識の普及及び防災意識の高揚に努めるものとする。

(6) 学校教育による防災知識の普及

市は、学校教育を通じて災害に対する知識の普及を図るとともに、避難訓練を実施するなど、児童、生徒の防災意識の高揚を図るものとする。

(7) 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

市は、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、ハザードブック等を分かりやすく作成し、市民等に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

(8) 防災訓練の実施指導

市は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、市民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、訓練の内容により館林地区消防組合に協力を依頼するものとする。

(9) 要配慮者への配慮

防災知識等の普及に当たっては、要配慮者にも配慮し、次の事項について実施に努める。

- ① 外国語版ハザードブック等の作成、公開
- ② 障がい者、高齢者の日常生活用具の確保
- ③ 介護者の確保及び役割の確認
- ④ 防災訓練、避難訓練等の積極的な参加の呼びかけ

(10) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取

り入れた防災体制を確立するよう努める。

〔風水害等の防災知識〕

- 1 風水害等の危険性
 - (1) 洪水災害
 - (2) 浸水災害
 - (3) 強風災害（台風）
- 2 家庭防災会議の開催

災害への対応について、日ごろから家族で話し合いをしておく。

 - (1) 災害が起きたとき又は災害の発生が切迫したときの各自の役割（誰が何を持ち出すか、要配慮者の避難は誰が責任を持つか。）
 - (2) 家族間の連絡方法
 - (3) 避難所及び避難路の確認
 - (4) 安全な避難経路の確認
 - (5) 非常持出し品のチェック
 - (6) 要配慮者の避難方法
 - (7) 気象情報、避難勧告等の入手方法
- 3 非常持出し品の準備

震災対策編第1章第3節第2の「2 市民に対する防災意識の高揚等」の「3 非常持出し品の準備」を準用する。
- 4 備蓄品の準備

震災対策編第1章第3節第2の「2 市民に対する防災意識の高揚等」の「4 備蓄品の準備」を準用する。
- 5 避難時の留意事項
 - (1) 川べりに近づかない。
 - (2) 避難方法
 - ア 徒歩で避難する。
 - イ 携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。
 - (3) 応急救護

対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。
 - (4) 避難協力

自力での避難が困難な人がいたら、地域の人々が協力し合って避難に協力する。
- 6 正しい情報の入手
 - (1) ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。
 - (2) 市役所、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。
- 7 電話に関する留意事項
 - (1) 不要不急な電話はかけない。特に消防署等に対する災害情報の問合せ等は、消防活動に支障を来すので控える。
 - (2) ふくそう等により電話がつながりづらくなったときは、NTTが提供する「災害用伝言ダイヤル（171）」及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板」を利用する。

第3 市民、事業所等の防災活動の環境整備

震災対策編第1章第3節第3「市民、事業所等の防災活動の環境整備」を準用するが、水防法に基づく大規模工場等の避難確保計画等については次によるものとする。

- (1) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。

第4 ボランティア活動の環境整備の促進

震災対策編第1章第3節第4「ボランティア活動の環境整備の促進」を準用する。

第4節 災害時における要配慮者対策

第1 要配慮者対策

震災対策編第1章第4節「災害時における要配慮者対策」を準用するが、「要配慮者利用施設管理者との連携」については次によるものとする。

1 要配慮者利用施設管理者との連携

社会福祉課・高齢者支援課・介護保険課・こども福祉課・学校教育課

(1) 要配慮者利用施設

この節において、要配慮者利用施設とは次に掲げる施設をいう。

- ① 児童福祉施設
- ② 障がい者福祉施設
- ③ 高齢者施設
- ④ 医療提供施設
- ⑤ 幼稚園・保育園
- ⑥ その他（生活保護法に基づく救護施設・更生施設・医療保護施設、学校教育法に基づく特別支援学校、その他実質的に要配慮者に関連する施設）

(2) 要配慮者利用施設の安全性の確保

要配慮者利用施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、風水害に対する安全性を確保するものとする。

(3) 要配慮者利用施設の防災体制

要配慮者利用施設の管理者は、次により、施設の防災体制を整備するものとする。

- ① 自施設の立地環境による災害危険性（洪水等）の把握及び職員への周知
- ② 防災気象情報の的確な入手手段の整備
- ③ 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備
- ④ 施設周辺のパトロール体制の整備
- ⑤ 避難場所及び避難経路の確認
- ⑥ 避難、救出及び安否確認の態勢の整備
- ⑦ 市、消防機関、警察機関等防災関係機関との連絡体制の整備
- ⑧ 避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織との協力体制の整備
- ⑨ 防災訓練等防災教育の充実
- ⑩ 食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄
- ⑪ 燃料の調達体制の確保

上記に加え、浸水想定区域内にあり、利用者の迅速かつ円滑な避難の確保が必要な要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、当該計画に基づき、自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市に報告するものとする。

(4) 市の対応

- ① 市は、浸水想定区域内にあり、利用者の迅速かつ円滑な避難の確保が必要な要配慮者利用施設を適切に指定し、地域防災計画において、これらの名称及び所在地につい

て定めるものとする。なお、浸水想定区域の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜適切に施設の指定の見直しを検討する。

- ② 市は、浸水想定区域内にあり、利用者の迅速かつ円滑な避難の確保が必要な要配慮者利用施設の所有者又は管理者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。さらに、当該施設の所有者又は管理者が、洪水予報等の情報伝達訓練を実施する場合には、これを支援する。
- ③ 市は、浸水想定区域内にあり、利用者の迅速かつ円滑な避難の確保が必要な要配慮者利用施設における避難確保計画が未作成の場合には、所有者又は管理者に対し、作成に係る必要な指示を行う。なお、当該施設の所有者又は管理者が、指示に従わなかったときには、必要に応じてその旨を公表する。
- ④ 要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等についての定期的な確認を実施する。

第2章 災害応急対策

災害応急対策の実施に当たっては、市民に最も身近な行政主体として、第1次的には市が当たり、県が市を支援するとともに広域にわたり総合的な処理を必要とする対策に当たる。

また、市の対応能力を超え、県の支援を受けてもなお不足するような大規模災害の場合には、国が積極的に災害応急対策を支援することとなっている。

災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、応急救容、必要な生活支援（食料、水等の供給）を行う。

風水害・雪害等による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に市民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、避難準備・高齢者等避難開始による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、市があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。このほか広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

なお、本計画では、標準的な対策を記述しているので、実際の活動に当たっては、当該災害の態様、規模等に応じ、本計画の内容を選択又は補足する必要がある。

第1節 活動体制の確立

市は、災害の発生を未然に防止し、又は発生する被害を最小限度に食い止めるため、収集・連絡された情報に基づく判断により、県その他関係機関と連携のうえ、応急対策の活動体制を迅速に確立する。

第1 災害警戒本部等の設置

安全安心課

震災対策編第2章第1節第1「災害警戒本部の設置」を準用するものとするが、災害対策本部の設置基準及び設置場所については次によるものとする。

(1) 設置基準

総務部長は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当し関係部長と協議のうえ必要と認めたときは、災害警戒本部を設置するものとする。

- ① 市を含む区域に気象警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について関係課相互の緊密な連絡・調整が必要な場合
- ② 気象警報の発表の有無にかかわらず、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、その対応について関係課相互の緊密な連絡・調整が必要な場合

(2) 設置場所

災害対策本部は、館林市役所内政策審議室に設置する。災害の状況により市庁舎に設置できない場合は、浸水のおそれがない市有施設に設置する。

第2 災害対策本部の設置

安全安心課

震災対策編第2章第1節第2「災害対策本部の設置」を準用するものとするが、災害対策本部の設置基準、設置場所については次によるものとする。

(1) 設置基準

- ① 市内に風水害、雪害等による大規模な災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるとき。
- ② その他市長が市本部を設置する必要があると認めたとき。

(2) 設置場所

災害対策本部は、館林市役所内政策審議室に設置する。災害の状況により市庁舎に設置できない場合は、浸水のおそれがない市有施設に設置する。

第3 災害対策本部の組織

震災対策編第2章第1節第2「災害対策本部の組織」を準用する。

第4 職員の非常参集

災害応急活動に関し、所要の人員を確保するため、次により動員を行う。

1 市における職員の非常参集

本部班

(1) 動員の決定

- ① 市長は、災害対策本部を設置したときは、次表の基準に従い動員の区分を決定するものとする。
- ② 総務部長は、災害警戒本部を設置したときは、関係部長と協議の上、動員の規模を決定するものとする。ただし、動員の規模を検討するいとまがない場合は、次表に掲げる動員体制をとり、災害対策本部への移行も視野に入れた警戒体制とする。

動員	状 況	適 用 基 準
初期動員	大雨、洪水等の警報の発表により、災害の発生が予想され関係各部局の連絡調整が必要な場合。 (各所属の約10%に相当する人数)	災害警戒本部を設置し、主として情報の収集・連絡活動を実施する必要がある場合で、動員の規模を検討するいとまがないとき。
1号動員	大雨、洪水等の警報が発表され、その状況から災害の発生が予想される場合において、本部長が当該動員を指令したとき。 (各所属の約25%に相当する人数)	災害対策本部を設置し、各種の応急対策活動を実施する必要があるとき。

動員	状 況	適 用 基 準
2号動員	大雨、洪水等の警報が発表され、事態が切迫し被害が予想される場合において、本部長が当該動員を指令したとき。 (各所属の約50%に相当する人数)	災害対策本部を設置し、各種の応急対策活動を実施する必要がある場合で、被害の規模等からみて1号動員では要員が不足するとき。
3号動員	大雨、洪水等の特別警報が発表され、市内全域にわたって風水害、雪害等が発生すると予想される場合又は被害が特に甚大になると予想される場合において、本部長が当該動員を指令したとき。 (全職員)	災害対策本部を設置し、各種応急対策活動を実施する必要がある場合で、被害の規模等からみて市の総力を挙げて対応する必要があるとき。

(2) 初動時の対応

初動時の応急対応については、時系列応急対応表（震災対策編第2章第1節「活動体制の確立」）を参照する。

(3) 現地配備員の登庁基準

- ① 市全域にわたり、重大な災害が発生するおそれがある場合、又は一地域に被害甚大な災害が発生し、市長が現地配備を指令したとき。
- ② その他予想されない重大な災害が市域内に発生したとき。

(4) 動員計画

各部・班は、職員一人ひとりに動員区分と職務内容を周知するとともに、職員の動員計画表（資料集）により、常に動員体制の整備に努めるものとする。

資料集

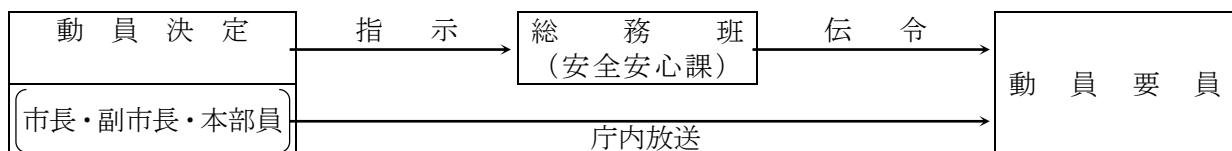
職員の動員計画表（P106）

2 本部職員の動員伝達

本部班

(1) 勤務時間中における動員伝達

市長の決定に基づき、本部連絡員をとおして動員の発令を伝達するとともに、在庁時にあっては庁内放送を通じて庁内各班に伝達するものとする。また、総務部長は、館林地区消防組合に伝達するものとする。

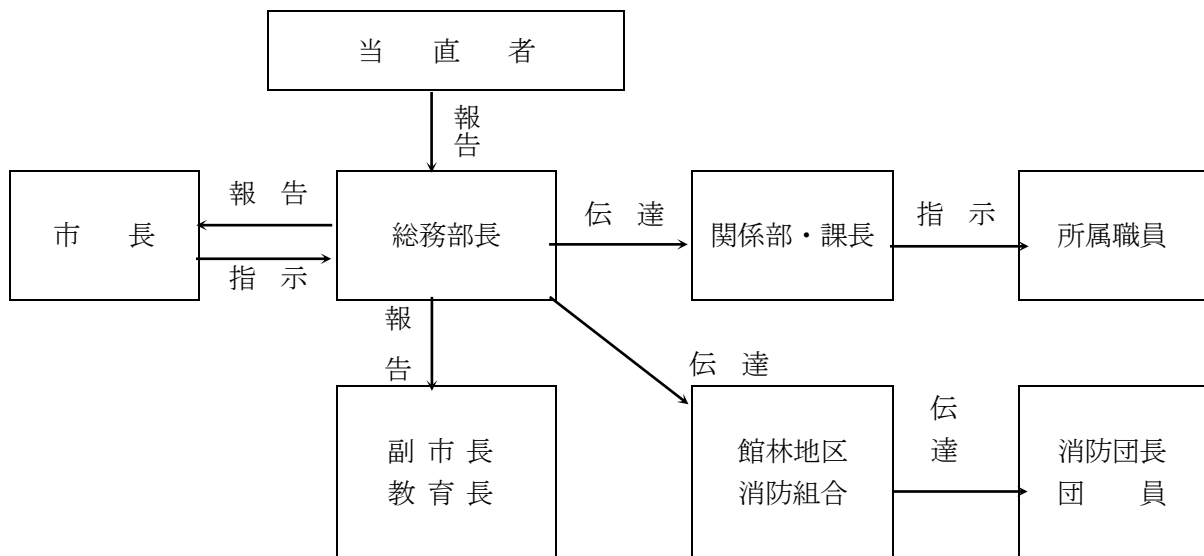


(2) 勤務時間外・休日等における動員伝達

勤務時間外の動員を迅速・的確に行い素早い初動体制の確立を図るため、勤務時間外の連絡体制の強化に努める。

- ① 当直者は、動員基準に該当する気象予警報等が防災関係機関から通知され、又は市民から災害発生の通報等があった場合は、直ちに総務部長に連絡する。
- ② 総務部長は、直ちに状況を市長に連絡するとともに、副市長及び教育長にも連絡する。

- ③ 市長は、動員体制を敷く必要があると判断した場合には、災害に応じた動員体制を総務部長に指示するものとする。
- ④ 指示を受けた総務部長は関係部課長に、関係部課長は所属職員に速やかに伝達する。また、総務部長は、館林地区消防組合にも伝達する。
- ⑤ 連絡を受けた職員は、指示に基づき以後の状況の推移に注意し、自宅待機あるいは速やかに登庁する。
- ⑥ 職員は、動員命令がない場合であっても、ラジオ、テレビ等により災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、上司に連絡し、あるいは直ちに登庁し、上司の指示を受けるものとする。



3 職員の動員

本部班

(1) 動員伝達方法

動員の伝達方法は、電話、メール、緊急連絡網（動員計画）等により行うものとする。

(2) 登庁場所

- ① 動員の伝達を受けた職員は、可能な限り自己の勤務場所に登庁するものとする。なお、現地配備員は、現地に登庁するものとする。
- ② 道路の決壊等により自己の勤務場所に登庁することが困難な場合には、登庁可能となるまでの間、最寄りの避難所に指定されている公共施設等に参加し、当該施設長の指揮を受けるものとする。なお、この場合には、速やかに所属長にその旨を連絡するとともに、登庁可能となり次第登庁するものとする。

(3) 登庁の方法

登庁に当たっては、被害の状況、道路状況等を適切に判断し、通常の通勤手段のほか、徒歩あるいは自転車、オートバイ等の活用に配慮する。

(4) 登庁時の留意事項

- ① 登庁に当たっては、事故防止に十分注意するとともに、登庁途上における被害等の状況を把握し、登庁後直ちに所属長に報告する。
- ② 所属長は、当該課員からの被害状況等や課員の動員状況^{※1}を取りまとめ、安全安心課に報告する。

※1 課員の動員状況の報告については、震災対策編（P99）を準用するものとする。

(5) 登庁の免除等

- ① 災害により、本人又は家族が中等症以上の怪我を負い、あるいは住居が損壊するなど自らが被災した場合には、所属長に対し、その旨を報告し、登庁の免除を受けるものとする。
- ② 勤務場所あるいは最寄りの公共施設にも参集することができない場合には、所属長にその旨を報告し、登庁可能になるまでの間、地域の自主防災活動に従事するものとする。

4 職員等の応援

本部班

(1) 市役所内での調整

- ① 各班長は、参集職員が不足し、災害応急対策の実施に支障が生じると判断した場合は、本部班に必要要員数を連絡する。
- ② 本部班は、他班の職員参集状況を把握、調整し、緊急に実施すべき対策担当班から適正に人員を配置させる。

(2) 他機関への応援要請

市役所内では参集職員数が不足し、人員の調整ができない場合、また専門的な職種の人員が必要な場合は、市内関係団体に協力を依頼し、あるいは他市町又は県に応援を要請する。

第5 広域応援の要請

震災対策編第2章第1節第5「広域応援の要請」を準用する。

第6 県防災ヘリコプターの要請

震災対策編第2章第1節第6「県防災ヘリコプターの要請」を準用する。

第7 自衛隊への災害派遣要請

震災対策編第2章第1節第7「自衛隊への災害派遣要請」を準用する。

第2節 災害発生直前の対策

風水害、雪害等については、気象・水象情報の分析により災害の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要である。

第1 気象警報・注意報及び特別警報の伝達

気象業務法（昭和27年法律第165号）等関係法令に基づき発表される警報・注意報及び特別警報の市への迅速かつ正確な通報・伝達体制等は、本計画の定めるところによるものとする。

1 伝達体制の整備

安全安心課

(1) 体制の整備

市長は、気象警報・注意報及び特別警報の受信、伝達が迅速かつ的確に行われるよう、庁内における体制を常時整備しておくものとする。

(2) 伝達責任者

市長は、気象警報・注意報及び特別警報の伝達を迅速かつ的確に実施するため、総務部長を伝達責任者に定めるものとする。

- ① 勤務時間中においては、伝達責任者として総務部長が必要に応じて市長に連絡するものとする。
- ② 勤務時間外、休日においては、警報等を受領した日直者等が総務部長に直ちに報告し、総務部長は市長に連絡するものとする。

2 気象業務法に基づく警報・注意報及び特別警報

安全安心課・館林地区消防組合

(1) 特別警報の種類及び発表基準

前橋地方気象台が発表する特別警報の種類及び発表基準は、次表のとおりである。

現象の種類	基準	過去の対象事例
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	平成24年7月九州北部豪雨 (死者・行方不明者29人) 平成23年台風第12号 (死者・行方不明者104人)
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	昭和34年伊勢湾台風 (死者・行方不明者5,000人以上) 昭和9年室戸台風 (死者・行方不明者3,000人以上)
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	昭和56年豪雪 (死者・行方不明者152人) 昭和38年1月豪雪 (死者・行方不明者231人)

(2) 警報・注意報の種類及び発表基準

前橋地方気象台が発表する警報・注意報の種類及び発表基準は、次表のとおりである。

発表官署		前橋地方気象台
府県予報区		群馬県
一次細分区域		南部
市町村等をまとめた地域		伊勢崎・太田地域
警報	暴風	(平均風速) 18m/ s
	暴風雪	(平均風速) 18m/ s 雪を伴う
	大雨 (浸水害)	表面雨量指数基準20
	洪水	流域雨量指数基準：谷田川流域＝16.2、 矢場川流域＝16.6、多々良川流域＝11.9 指定河川洪水予報による基準：秋山川[大橋]、渡良瀬川上流部[高津戸]、利根川上流部[八斗島・栗橋]、渡良瀬川下流部[足利]
	大雪	12時間の降積の深さ10cm
	大雨 (浸水害)	表面雨量指数基準20
注意報	強風	平均風速13m/ s
	風雪	平均風速13m/ s 雪を伴う
	大雨	表面雨量指数基準11 土壌雨量指数基準76
	洪水	流域雨量指数基準：谷田川流域＝12.9、 矢場川流域＝13.2、多々良川流域＝9.5 指定河川洪水予報による基準：渡良瀬川下流部[足利]
	大雪	12時間の降雪の深さ5cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥	最小湿度が25%で、実効湿度50%※
	濃霧	視程100m
	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下
	なだれ	①積雪があつて、24時間降雪の深さが30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温が5℃以上、又は日降水量が15mm以上
	低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温－6℃以下※
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合
記録的短時間大雨情報		1時間雨量 100mm

- (注) ① 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される区域に対して発表する。
- ② 「※」印を付した要素は前橋地方気象台の値であることを示す。
- ③ 地震や火山の噴火など、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

④ この基準は令和元年5月29日現在のものである。

(参考) 表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標

流域雨量指数：河川流域の降雨をもとに、洪水の危険度を評価するための指標

(3) 警報・注意報及び特別警報の発表地域区分

警報・注意報及び特別警報の発表単位は市町村とする。なお、大雨や洪水などの警報、注意報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

放送等に用いられる市町村をまとめた地域の名称			二次細分区域 (市町村)
府県 予報区	一次細分区域	市町村等を まとめた地域	
群馬県	北部	利根・沼田地域	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
		吾妻地域	中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町
	南部	前橋・桐生地域	前橋市、桐生市、渋川市、みどり市、榛東村、吉岡町
		伊勢崎・太田地域	伊勢崎市、太田市、 館林市 、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
		高崎・藤岡地域	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町

(4) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種 類	概 要
① 大雨警報（土砂災害）の危険度分布 （土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨注意報（土砂災害）が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
② 大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することがで

	きる。
③ 洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
④ 流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

(5) 気象業務法に基づく府県気象情報等

① 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（群馬県南部、群馬県北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（群馬県）で発表される。

② 府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

③ 記録的短時間大雨情報

群馬県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。（1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測・解析した場合。）

④ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生

しやすい気象状況になっているときに、「群馬県南部」「群馬県北部」を対象に発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、「群馬県南部」「群馬県北部」を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(5) 消防法に基づく火災気象通報

- ① 前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、「火災気象通報」として、県（危機管理室）にその旨を通報する。
- ② 「火災気象通報」を行う場合の基準は、次のいずれかの条件に該当したときに行う。
 - ア 実効湿度が50%以下で、最小湿度が25%以下になる見込みのとき（乾燥注意報の発表基準と同じ。）。
 - イ 平均風速が13m/s以上吹く見込みのとき。（強風注意報の発表基準と同じ。ただし、降雨、降雪中又はまもなく降り出すと予想されるときは、通報しないことがある。）
 - ウ 実効湿度が60%以下で、最小湿度が35%以下となり、平均風速が8m/s以上になる見込みのとき。
- ③ 「火災気象通報」は、注意報・警報の地域区分に従い、県の「全域」、「南部」及び「北部」の区分により行うものとする。

(6) 消防法に基づく火災警報

市は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき、館林地区消防組合と連携し、必要に応じて火災警報を発するものとする。

(7) 水防法に基づく水防警報

利根川上流河川事務所長、渡良瀬川河川事務所長は、利根川及び渡良瀬川において洪水による災害の発生が予想される場合においては、次の基準により水防警報を発表する。

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	1. 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが水防活動をやめることができない旨を警告するもの	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、はん濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。又は水位・流量等その他河川状況により必要と認めるとき。
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警戒するもの	洪水警報等により、又は既にはん濫注意水位（警戒水位）を越え災害の起こるおそれのあるとき。

解 除	水防活動を必要とする出水状況が解除した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	はん濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又ははん濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動をする河川状況が解消したと認めるとき。
情 報	雨量、水位の状況、水位予測、河川流域の状況等、水防活動上必要とするもの。	状況により必要と認めるとき。

(8) 水防法に基づく洪水予報

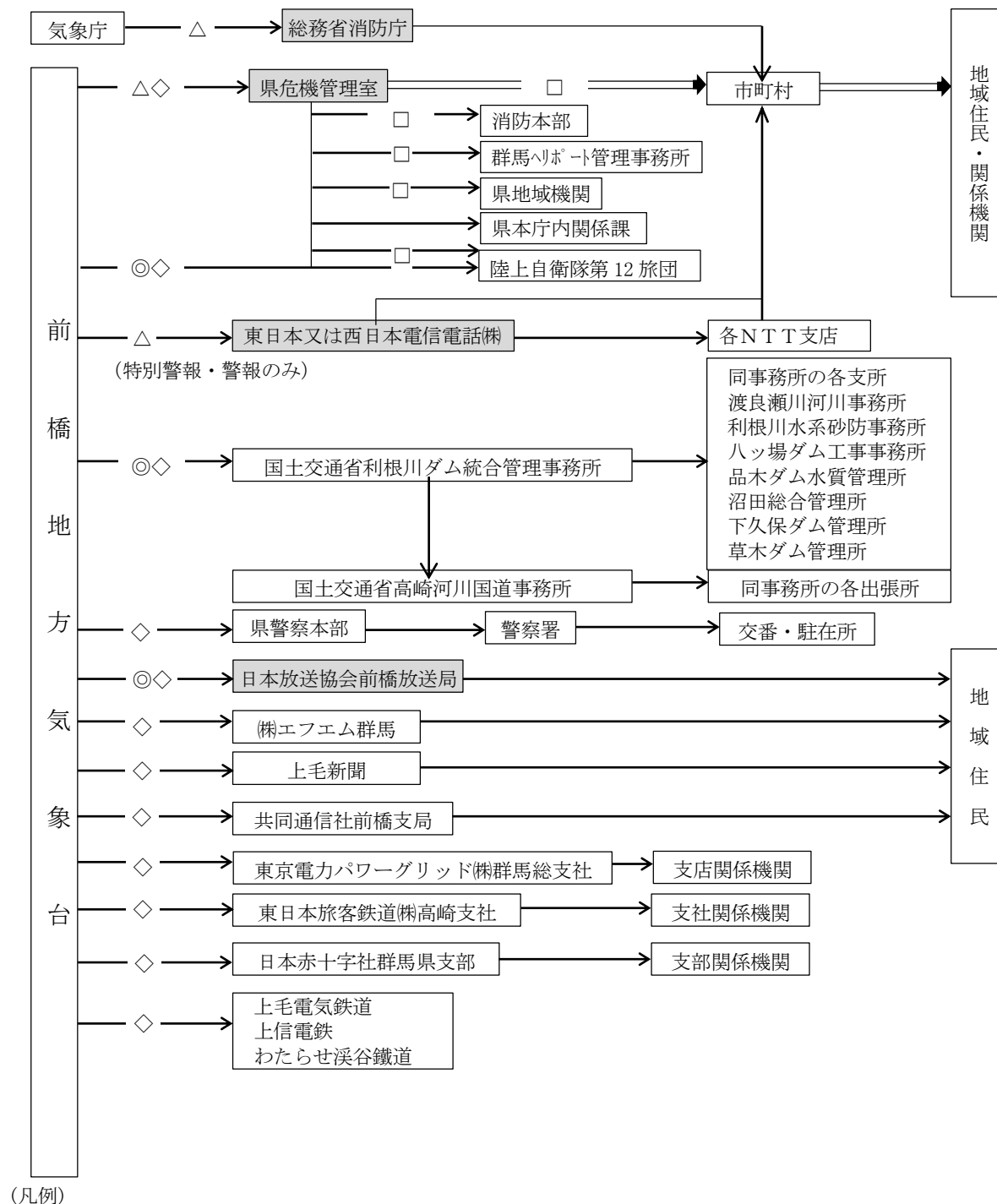
- ① 利根川上流河川事務所、渡良瀬川河川事務所と前橋地方気象台は、利根川及び渡良瀬川において洪水による災害の発生が予想される場合においては、次の基準により共同で洪水予報を発表する。
 - ア 洪水警報 基準地点の水位が、避難判断水位を超えると予想され、洪水により地域住民に重大な損害のおそれがあるとき。
 - イ 洪水注意報 基準地点の水位が、氾濫注意水位を超えると予想され、洪水により災害の発生するおそれがあるとき。
 - ウ 洪水情報 洪水警報及び洪水注意報の補足説明又は軽微な修正を必要とするとき（気象状況や水位状況を知らせる必要があるとき）。
- ② 基準地点及び水位の種類は、館林地区消防組合水防計画による。

3 気象警報・注意報及び特別警報の通報伝達系統

安全安心課

- (1) 気象業務法に基づく警報・注意報及び特別警報の通報伝達
前橋地方気象台からの気象情報の伝達系統及び伝達手段は、次図のとおりとする。

市からの系統は
次ページに記載



(凡例)

■で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

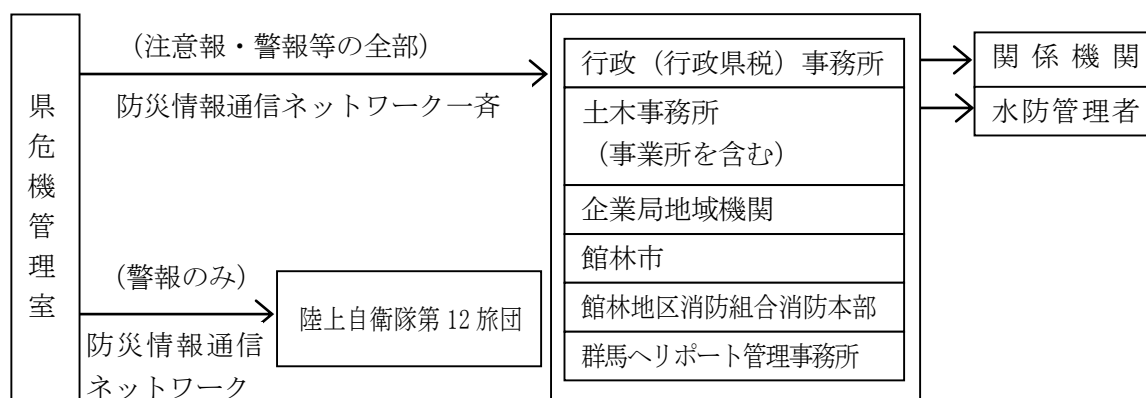
二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

◎ 防災情報提供システム（専用線） △ 専用回線 □ 県防情報通信ネットワーク

◇ 防災情報提供システム（インターネット）：補助伝達手段^(注)

(注) 地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減に、より一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより県市町村や防災関係機関等に提供している補助伝達手段である。

県危機管理室からの通報伝達系統は以下のとおりとする。



(3) 市における措置

市長は、県等関係機関から警報等の伝達を受けたとき、又はテレビ、ラジオ放送などにより警報等が発せられていることを知ったときは、次の措置等その対策を速やかに実施するものと
する。

- ① 県地域機関等と緊密に連絡を取るほか、テレビ、ラジオ放送には特に注意し、適切な情報の把握に努め、その対策に万全を期するものとする。
- ② 県（危機管理室）から火災気象通報の伝達を受けたときは、消防本部と密接な情報交換を行い、その地域の条件を考慮のうえ火災警報を発令するものとする。
- ③ 警報等を市民及び関係者に徹底するに当たり、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置についても警告するものとする。
- ④ 大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市民等に伝達するものとする。
- ⑤ 警報等を市民及び関係者に周知するに当たっては、おおむね次の方法等により速やかに行うものとする。その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に確実に伝達する

よう配慮するものとする。

- ア 広報車等による広報
- イ サイレン、警鐘による方法
- イ たてばやし安全安心メールによる配信
- ウ 携帯電話事業者が提供する緊急速報メール
- エ 伝達組織等を通じた方法

(4) 勤務時間外における通報伝達

勤務時間外に通報伝達される警報及び火災気象通報等の通報伝達は、本章第1節第4「職員の非常参集」2「本部職員の動員伝達」の定めるところによる。

4 異常現象発見時の措置

安全安心課

災害対策基本法に基づき災害が発生するおそれがある異常な現象(以下「異常現象」という。)を発見した者は、次により関係機関に通報するものとする。

(1) 通報を要する異常現象

- ① 著しく異常な気象現象
強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨、河川の著しい増水等
- ② 火山現象
噴火、鳴動、降灰、噴気、噴煙の顕著な異常変化、湧水の異常変化等

(2) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報するものとする。

(3) 警察官の通報

警察官は異常現象を発見し、又は通報を受けた場合は、速やかに市長に通報するものとする。

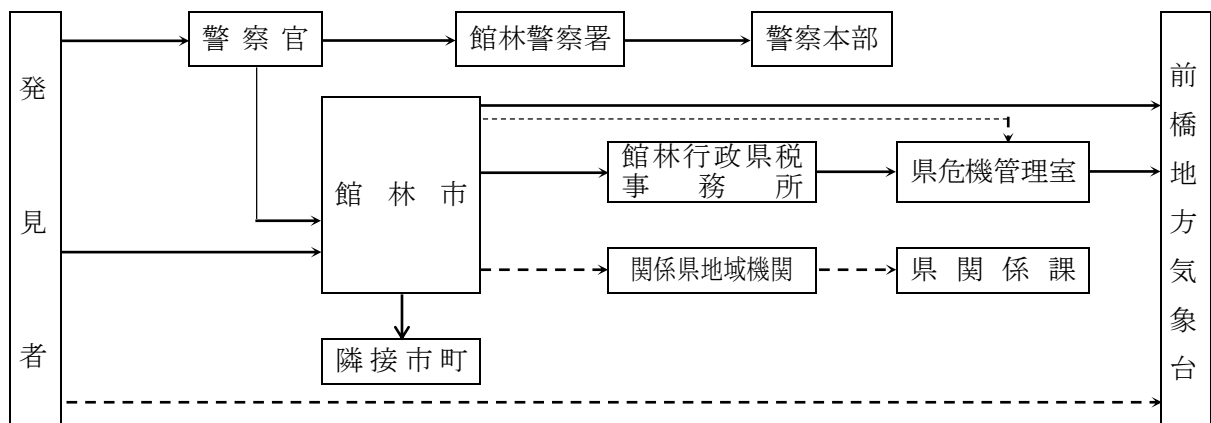
(4) 市長の通報

前記(1)及び(2)等により異常現象を承知した市長は、直ちに次の機関に通報又は連絡するものとする。

- ① 前橋地方気象台
- ② 県危機管理室、館林行政県税事務所その他異常現象に関係のある県関係機関
- ③ 必要に応じ異常現象に関係のある隣接市町

(5) 異常現象の通報系統

通報系統は、次のとおりである。



第3節 発災直後の情報の収集、連絡及び通信の確保

風水害、雪害等が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施するうえで不可欠である。

このため、災害の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

第1 災害情報の収集・連絡

震災対策編第2章第2節第2「災害情報の収集・連絡」に定めるところによるが、風水害、雪害等に関する情報及び被害報告については、次のとおり定めるものとする。

1 報告の種別

本部班

市長は、市内の被害状況等について、次により報告するものとする。

(1) 災害対策基本法に基づく報告

① 災害概況即報

異常現象発見者からの通報等により災害の発生を覚知したときは、覚知後30分以内に「災害概況即報」(様式1)(連絡先、様式については、震災対策編第2章第2節第2「災害情報の収集・連絡」参照)により館林行政県税事務所長あて、電話等により速やかに通報するとともに関係機関に連絡するものとする。なお、館林行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理室に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

② 被害状況即報

災害発生報告後、被害状況等が判明したものから逐次「被害状況即報」(様式2)及び「被害状況即報続紙」(様式3)により報告する。

なお、報告の頻度は、次による。

ア 第1報は、被害状況を確認次第報告

イ 第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告

人的被害に変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告

ウ 災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告

③ 災害確定報告

応急対策が終了した後10日以内に、「災害確定報告」(様式4)及び「災害確定報告続紙」(様式5)により館林行政県税事務所長あて、文書で報告するものとする。

(2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

市は、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課又は関係地域機関その他関係機関に連絡する。

第2 通信手段の確保

震災対策編第2章第2節第3「通信手段の確保」を準用する。

第4節 被災者等への的確な情報伝達活動

第1 広報活動

秘書班

震災対策編第2章第3節第1「広報活動」に定めるところによるが、大規模な災害になるほど市民への情報提供が困難になるので、市は、使用し得るあらゆる手段を用いて広報を行うものとする。

1 広報内容

本部班・秘書班

広報に当たっては、おおむね次の事項に重点をおいて行うものとする。

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| ・気象・水象状況 | ・受診可能な医療機関・救護所の所在地 |
| ・被害状況 | ・交通規制の状況 |
| ・二次災害の危険性 | ・交通機関の運行状況 |
| ・応急対策の実施状況 | ・ライフライン・交通機関の復旧見通し |
| ・市民、関係団体等に対する協力要請 | ・食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所 |
| ・避難勧告等の内容 | ・各種相談窓口 |
| ・避難所の名称・所在地・対象地区 | ・市民の安否 |
| ・避難時の注意事項 | |

2 市民への広報

震災対策編第2章第3節第1「2 市民への広報」を準用する。

3 要配慮者への配慮

震災対策編第2章第3節第1「3 要配慮者への配慮」を準用する。

4 災害用伝言ダイヤル・災害用伝言版の活用

震災対策編第2章第3節第1「4 災害用伝言ダイヤル・災害用伝言版の活用」を準用する。

5 報道機関への情報の発表

震災対策編第2章第3節第1「5 報道機関への情報の発表」を準用する。

6 災害の記録

震災対策編第2章第3節第1「6 災害の記録」を準用する。

第2 広聴活動

震災対策編第2章第3節第2「広聴活動」を準用する。

第5節 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動

風水害、雪害等においては、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにつながる。

また、風水害においては、堤防等の被害による再度災害、風倒木の流出による二次災害の危険性もあり、応急対策が必要となる。

第1 浸水被害の拡大の防止

農政班・道路河川班・館林地区消防組合

- 1 市及び水防管理者は、浸水被害が発生したときは、被害の拡大を防止するため、必要に応じた排水対策を実施するものとする。
- 2 農業用排水施設管理者その他の水門、水路等の管理者は、被害の拡大を防止するため、被害を受けた堤防等の応急復旧を行うものとする。

第2 風倒木による二次災害の防止

道路河川班

市が管理する道路について、風倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じ道路における風倒木の除去など応急対策を講ずるものとする。

第6節 救助、救急及び医療活動

第1 救助・救急活動

震災対策編第2章第4節第1「救助・救急活動」を準用する。

第2 医療活動

震災対策編第2章第4節第2「医療活動」を準用する。

第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1 緊急輸送活動

震災対策編第2章第5節第1「緊急輸送活動」を準用する。

第2 交通応急対策

震災対策編第2章第5節第2「交通応急対策」を準用する。

第8節 避難の受入活動

第1 避難誘導

避難誘導に係る計画は次のとおりとする。

緊急時に際し、危険区域にある市民を安全区域に避難させるため、市は適切な避難勧告等を行うとともに、必要により避難所を開設し、管理に当たるものとする。

1 要避難状況の把握活動の早期実施

本部班

市長は、人的被害の発生する可能性が高まり、要配慮者等、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階には、避難所への避難行動を開始（避難支援等関係者は支援行動を開始）し、それ以外の者は家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始するための避難準備・高齢者等避難開始を発令するものとする。

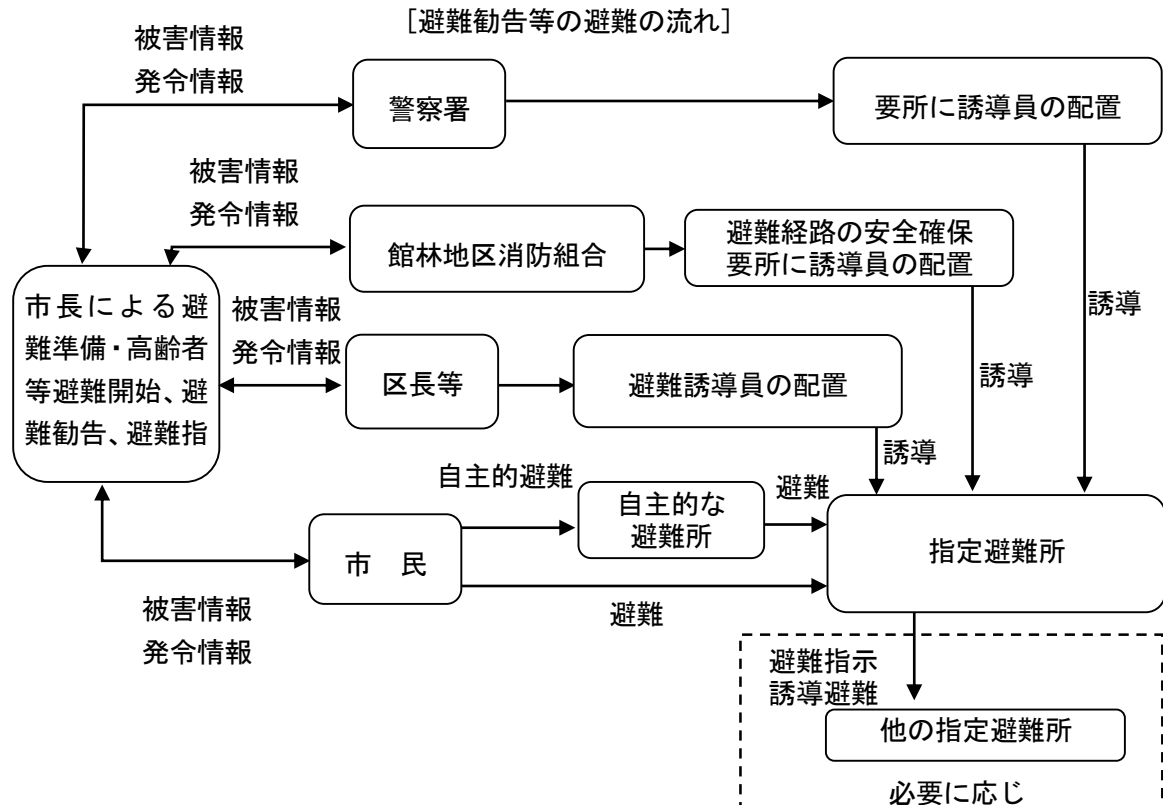
災害の危険がある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し又は指示する等の措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が適切な時期に必要な措置を取らなければならない。特に市長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

2 避難勧告等

本部班・秘書班・行政班・福祉班・高齢介護班・こども福祉班・
（社福）館林市社会福祉協議会

避難勧告等の実施

- (1) 市長は、市民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難勧告等を行うものとする。
特に台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。
- (2) 市長のほか法令に基づき避難勧告等を行う権限を有する者は、市民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難勧告等を行うものとする。
- (3) 市は、市民に対して避難勧告等が発令するにあたり、対象地区の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。
- (4) 市長は、避難時の周囲の状況等により避難のための立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、市民に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示するものとする。
- (5) 指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合には、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。
- (6) 避難勧告等に係る「流れ」、「実施者」、「措置」及び「発令の基準」は、次表のとおりである。



① 市長が発令する避難勧告等の基準

区分	実施者	措置	発令基準
警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	市長	立ち退き準備の勧告 (要配慮者は立ち退きの勧告)	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったとき。
警戒レベル4 避難勧告 避難指示(緊急)	市長 〔災害対策基本法 第60条〕	立ち退きの勧告 立ち退き先の指示 屋内安全確保の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき。

[具体的な避難勧告等の基準]

種別	発令基準
警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	1 気象予警報等が発表され「避難判断水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想される場合 2 要配慮者等、避難行動に時間を要し、事前に避難準備することが適当であると認められる者が、避難行動を開始する必要がある場合。
警戒レベル4 避難勧告	1 「氾濫危険水位」に到達し、さらに水位の上昇が予想される場合。 2 災害時により人的被害の発生のおそれがあり、災害の拡大を防止するため特に必要がある場合。
警戒レベル4 避難指示(緊急)	1 水位が堤防高(又は背後地盤高)に到達するおそれが高く、災害による被害の危険が切迫している場合。 2 避難勧告より状況が悪化し緊急に避難を要すると認められる場合。

② 法律に基づき市長に代わる者が発令する場合の避難勧告等の基準

区 分	実 施 者	措 置	発 令 の 基 準
警戒レベル4 避難勧告	知 事 〔災害対策基本法 第60条〕	立ち退きの勧告 立ち退き先の指示 屋内安全確保の指示	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
警戒レベル4 避難指示 (緊急)	知 事 〔災害対策基本法 第60条〕	立ち退きの指示 立ち退き先の指示 屋内安全確保の指示	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事、その命を受けた 県の職員又は水防管理者(市長) 〔水防法第29条〕	立ち退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警 察 官 〔災害対策基本法 第61条〕	立ち退きの指示 立ち退き先の指示	市長が立ち退きを指示することができないとき又は市長から要求があったとき。
	警 察 官 〔警察官職務執行法 第4条〕	警告、避難の措置	天災等において特に急を要する場合に、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けるために必要な限度で避難の措置を取る。
	自 衛 官 〔自衛隊法 第94条〕	警告、避難の措置	警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第4条の避難の措置を取る。

(7) 避難勧告等の内容

避難勧告等は、次の内容を明示して行う。(様式：避難勧告等通知書)

なお、明示するに当たっては、要配慮者に配慮した簡潔な指示を行うものとする。

- ① 避難対象地区名
- ② 避難先及び避難経路(屋内安全確保を含む)
- ③ 避難を必要とする理由
- ④ その他必要事項(災害危険箇所の存在等)

資料集

避難勧告等通知書(P105)

(8) 周知方法

避難勧告等を発令した場合は、おおむね次の方法により当該地域の市民に伝達広報を行い、周知徹底を図る。

- ① 口頭又は拡声機による伝達
関係者により直接口頭又は拡声機によって当該地域住民に伝達、周知する。
- ② 広報車による伝達
市所有の広報車又は必要により館林地区消防組合の消防車両等や館林警察署のパトカ

一の出動を要請し、関係地域を巡回して伝達、周知する。

- ③ 携帯電話（たてばやし安全安心メール・エリアメール・緊急速報メール）による配信メール配信により市民に伝達、周知する。
- ④ 市ホームページ
市ホームページにより市民に伝達、周知する。
- ⑤ 市ツイッター
市ツイッターにより市民に伝達、周知する。
- ⑥ 放送を活用した伝達
NHK、民放8社（日本テレビ、TBSテレビ、フジテレビ、テレビ朝日、テレビ東京、TBSラジオ、文化放送、ニッポン放送）、群馬テレビ、FM群馬、館林ケーブルテレビに依頼して市民に伝達、周知する。
- ⑦ 区長による伝達
当該区域の区長を通じて市民に伝達、周知する。
- ⑧ 使走による戸別訪問
その他前記による伝達が不可能な場合、あるいは夜間停電時の場合には、使走の派遣又は警察官、消防団等に協力を依頼し、戸別訪問により伝達、周知する。

(9) 避難勧告等の周知

避難勧告等を発令した場合には、当該地域の市民等と同様に関係機関に通知又は連絡するものとする。

- ① 知事への報告
避難勧告等を発令した場合には、館林行政県税事務所を経由して（又は、直接）知事に報告する。
- ② 施設管理者への連絡
避難所として指定している学校、公民館等の施設の管理者に対し、速やかに連絡し開設準備等を求める。
- ③ 警察、消防機関等への連絡
避難住民の誘導、整理のため、警察・消防等の関係機関に指示・勧告の内容を伝えるとともに協力を求める。
- ④ 近隣市町への連絡
災害の状況により、避難者が近隣市町内へ避難する場合もあるため、近隣市町にその旨を連絡し、協力を求めるものとする。

3 避難の方法

本部班・行政班・市民協働班・福祉班・高齢介護班・こども福祉班・生涯学習班・
学校教育班・文化振興班・スポーツ振興班・
館林地区消防組合・館林警察署・館林市区長協議会・（社福）館林市社会福祉協議会・
要配慮者利用施設管理者・市民・事業所・自主防災組織

(1) 避難誘導の方法

避難誘導は、人命の安全を第一に考え、混乱を避け、安全かつ円滑に行うよう努めるとともに、要配慮者の避難にも十分配慮するものとする。

- ① 避難誘導は、市職員のほか、警察官、消防団員、区長等の協力を得て行い、できるだけ地域ごとの集団避難を心がけるものとする。
- ② 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期する。また、夜間においては可能な限り照明器具等を使用して避難中の事故防止に努める。

- ③ 避難立退きに当たっては、要配慮者を優先して行う。
 - ④ 避難は、原則として徒歩によるものとするが、状況により高齢者、障がい者、乳幼児、病人又は歩行困難者は、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行う。
- (2) 避難の方法
- ① 行政区及び事業所等の防災組織は、避難勧告等の発令があった場合において、可能な限り集団避難方式により段階的に避難場所へ避難させるものとする。
 - ② 要配慮者利用施設管理者は、地域住民の協力を得て避難誘導の徹底を期するものとする。
 - ③ 市から避難勧告等の発令がなかった場合においても、市民はラジオ等の災害報道又は周囲の被災状況に応じて、自主的に避難場所へ避難するものとする。
- (3) 避難路の確保
- 市民は、指定避難所まで最短で安全な経路を確保するものとする。また、避難路上以下の点を考慮・想定して避難路を選択するものとする。
- ① 浸水の深さ。
 - ② 流れが速く足がすくわれる点。
 - ③ 足元に段差があり、深みにはまる危険性。
 - ④ マンホールなどの蓋がずれ落ちる点。
- (4) 避難時の留意事項
- 避難に当たり次の事項を市民に周知徹底するものとする。
- ① 戸締り、火気及び電気ブレーカーの始末を完全にすること。
 - ② 携行品は必要最少限度のものにすること。
 - ③ 服装はなるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。
 - ④ 原則として徒歩によるものとし、車での避難は極力避けるよう指導すること。
- (5) 避難終了後の確認
- ① 避難勧告又は避難指示（緊急）を発した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官等の協力を得て巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置を取るものとする。
 - ② 避難の指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡する等、必要な措置を取る。

4 警戒区域の設定

本部班

警戒区域の設定は次のとおりであるが、市は警戒区域を設定したときは、速やかに館林行政県税事務所、館林警察署、館林地区消防組合等関係機関に連絡するものとする。

※警戒区域：災害対策基本法第63条に基づき指定される区域で、同法第60条の避難指示（避難勧告）とは異なり、事実上の避難命令に該当するものとして、区域内への立ち入りが罰則付きで制限、禁止、退去を命令されるため、警戒区域の適用には慎重な姿勢がとられる。

- (1) 実施責任者は市長とし、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行使する市職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があった場合は、警察官が行うことができる。
- (2) 派遣を命じられた自衛官は、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行使する市職員が現場にいない場合に限り、自衛官が行うことができる。

	実 施 者	措置	実 施 の 基 準
(1)	市長 (災害対策基本法第63条第1項)	立ち入りの制限、禁止、退去命令	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき。
(2)	警察官 (災害対策基本法第63条第2項他)	立ち入りの制限、禁止、退去命令	市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行使する市職員が現場にいない場合、又は依頼された場合。
(3)	自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 (災害対策基本法第63条第3項)	立ち入りの制限、禁止、退去命令	市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行使する市職員が現場にいない場合。

- (3) 館林地区消防組合消防長又は館林消防署長は、火災時の警戒区域（消防法第23条の2）の設定を行うことができる。消防職員及び消防団員は、火災の現場における消防警戒区域（消防法第28条第1項）の設定を行うことができる。また、いずれも、水災を除く他の災害の場合に準用して警戒区域（消防法第36条）を設定することができるものとする。

5 要配慮者利用施設への伝達系統

秘書班

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設への伝達系統は以下のとおりとする。また、浸水想定区域要配慮者利用施設については、資料集のとおりとする。

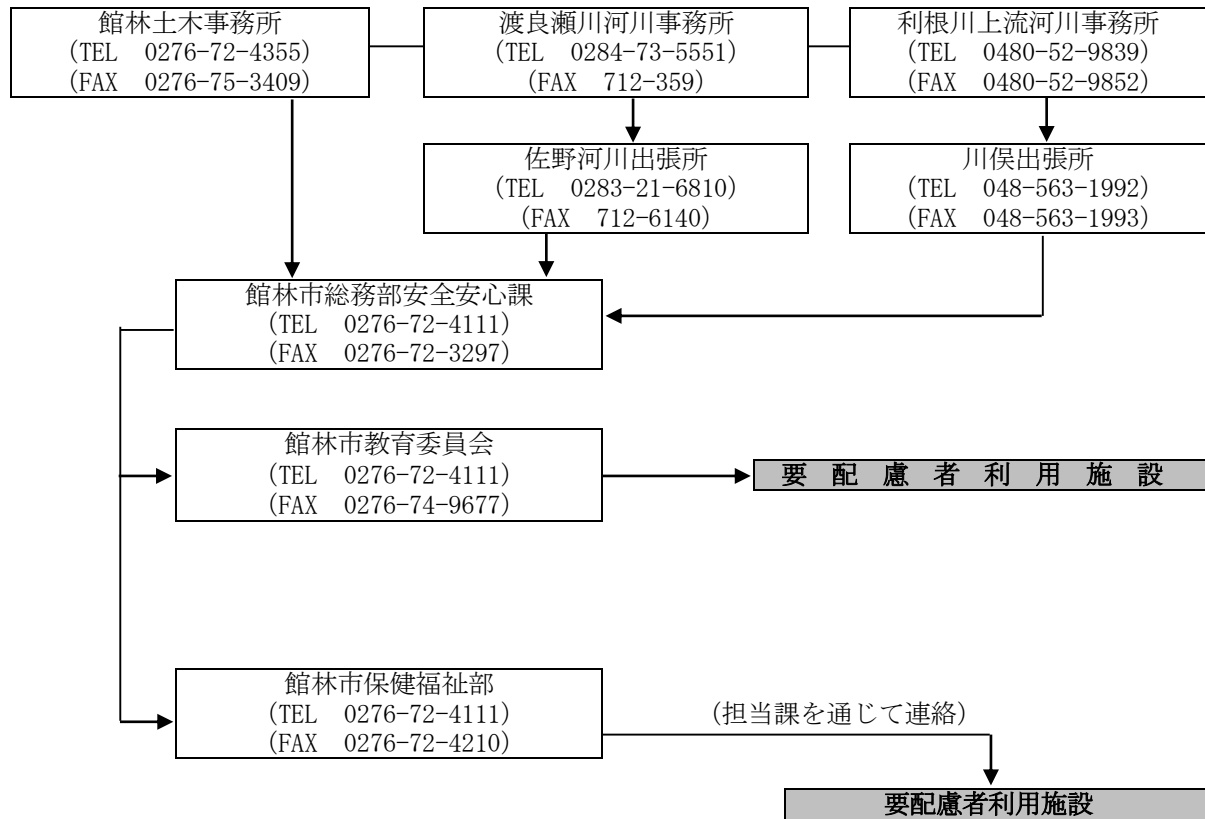
資料集

要配慮者利用施設（P6）

〔要配慮者利用施設への情報伝達経路図〕

利根川・渡良瀬川洪水予報の伝達

(浸水想定区域：利根川・渡良瀬川)



第2 避難所の開設・運営

震災対策編第2章第6節第2「避難所の開設・運営」に定めるところによる。

第3 応急仮設住宅等の提供

震災対策編第2章第6節第3「応急仮設住宅等の提供」に定めるところによる。

第4 広域的避難収容

震災対策編第2章第6節第4「広域的避難収容」に定めるところによる。

第5 県境を越えた広域避難者の受入れ

震災対策編第2章第6節第5「県境を越えた広域避難者の受入れ」に定めるところによる。

第9節 食料、飲料水、燃料及び生活必需品等の調達、供給活動

第1 食料の供給

震災対策編第2章第7節第1「食料の供給」を準用する。

第2 飲料水の供給

震災対策編第2章第7節第2「飲料水の供給」を準用する。

第3 生活必需品等の供給

震災対策編第2章第7節第3「生活必需品等の供給」を準用する。

第4 燃料の調達

震災対策編第2章第6節第4「燃料の調達」に定めるところによる。

第5 救援物資集積場所

震災対策編第2章第6節第5「救援物資集積場所」に定めるところによる。

第10節 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

第1 防疫・保健衛生活動

震災対策編第2章第8節第1「防疫・保健衛生」を準用する。

第2 清掃活動

震災対策編第2章第8節第2「清掃活動」を準用する。

第3 障害物の除去

震災対策編第2章第8節第3「障害物の除去」を準用する。

第4 行方不明者の搜索及び遺体の処置

震災対策編第2章第8節第4「行方不明者の搜索及び遺体の処置」を準用する。

第11節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

震災対策編第2章第9節「社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動」を準用する。

第12節 施設、設備の応急復旧活動

第1 公共土木施設の応急復旧

震災対策編第2章第10節第1「公共土木施設の応急復旧」を準用する。

第2 電力施設の応急復旧

震災対策編第2章第10節第2「電力施設の応急復旧」を準用する。

第3 ガス施設の応急復旧

震災対策編第2章第10節第3「ガス施設の応急復旧」を準用する。

第4 上下水道施設の応急復旧

震災対策編第2章第10節第4「上下水道施設の応急復旧」を準用する。

第5 電気通信設備の応急復旧

震災対策編第2章第10節第5「電気通信設備の応急復旧」を準用する。

第13節 自発的支援の受入れ

第1 ボランティアの受入れ

震災対策編第2章第12節第1「ボランティアの受入れ」を準用する。

第2 義援物資、義援金の受入れ

震災対策編第2章第12節第2「義援物資、義援金の受入れ」を準用する。

第14節 要配慮者対策

震災対策編第2章第13節「要配慮者対策」を準用する。

第15節 災害救助法の適用

震災対策編第2章第14節「災害救助法の適用」を準用する。

第16節 危険物等施設の災害応急対策

第1 危険物、有害物質等による災害対策

震災対策編第2章第15節第1「危険物、有害物質等による災害対策」を準用する。

第2 危険物等の種類

震災対策編第2章第15節第2「危険物等の種類」を準用する。

第3 市・消防機関における災害情報の収集・連絡

震災対策編第2章第15節第3「市・消防機関における災害情報の収集・連絡」を準用する。

第17節 その他の災害応急対策

第1 農業関係災害応急対策

災害による農業関係被害の応急対策は、次により実施するものとする。

1 実施主体

農業振興課

被災農家等に対する応急対策は、県の指導を得て、関係団体の協力のもとに市長が実施するものとする。

2 災害応急対策

農業振興課

(1) 病虫害防除対策

① 防除の指示及び実施

市は、災害による病虫害の防除対策を実施するに当たり、県の指示に基づき防除班を編成して防除の実施を図る。

② 防除の指導要請

市は、必要があると認めたときは、県に県防除指導班の派遣を要請し、適切な防除を指導する。

(2) 転換作物の導入指導

市は、呂楽館林農業協同組合等関係団体の協力を得て必要に応じ転換作物の導入を指導する。

(3) 家畜対策

① 家畜の避難

市は、必要に応じ、家畜の飼養者に対し家畜を安全な場所に避難させるよう呼びかけるものとする。

② 家畜の防疫及び診療

市は、家畜の伝染性疾病を防ぐため必要と認めるときは、県、家畜自衛防疫団体、農業協同組合、農業共済組合、獣医師会又は飼養者と協力し、次の措置を講ずるものとする。

ア 必要な薬品等の確保に努めるものとする。

イ 防疫要員及び消毒要員の派遣を要請し、防疫対策に努める。

ウ 獣医師を派遣又はあつせんする。

エ 病畜を発見したときは、飼養者に対し隔離等を指導する。

オ 死亡家畜については、飼養者に対し、死亡獣畜取扱場等で焼却又は埋却するよう指導する。

③ 環境汚染の防止

市は、降雨等の影響により家畜の飼育施設からし尿等の汚物が流出するおそれがあるときは、飼養者に対し、し尿の汲み取りや土のう積み等の流出防止措置を講ずるよう要請するものとする。

第2 学校の災害応急対策

震災対策編第2章第15節第1「学校の災害応急対策」を準用する。

第3 社会教育施設及び文化財施設の災害応急対策

震災対策編第2章第15節第2「社会教育施設及び文化財施設の災害応急対策」を準用する。

第4 労働力の確保

震災対策編第2章第15節第3「労働力の確保」を準用する。

第5 動物愛護

震災対策編第2章第15節第4「動物愛護」を準用する。

第3章 災害復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

震災対策編第3章第1節「復旧・復興の基本方針の決定」を準用する。

第2節 原状復旧

震災対策編第3章第2節「原状復旧」を準用する。

第3節 計画的復興の推進

震災対策編第3章第3節「計画的復興の推進」を準用する。

第4節 被災者等の生活再建の支援

震災対策編第3章第4節「被災者等の生活再建の支援」を準用する。

第5節 被災中小企業等の復興の支援

震災対策編第3章第5節「被災中小企業等の復興の支援」を準用する。

第6節 公共施設の復旧

震災対策編第3章第6節「公共施設の復旧」を準用する。

第7節 激甚災害法の適用

震災対策編第3章第7節「激甚災害法の適用」を準用する。

第8節 復旧資金の確保等

震災対策編第3章第8節「復旧資金の確保等」を準用する。

第4章 事故災害対策

第1節 大規模な火災対策

第1 火災予防対策

火災による人的・物的被害の軽減を図るため、市は、館林地区消防組合と連携し、出火防止はもとより、初期消火、火災の延焼防止のため、火災予防対策の徹底に努めるものとする。

1 防火活動の促進

安全安心課・館林地区消防組合・市民・事業者・自主防災組織

(1) 市民指導の強化

市は、館林地区消防組合の協力を得て、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、市民一人ひとりの出火防止に関する知識などの防火教育を推進する。

(2) 初期消火体制の強化

火災による人的・物的被害を最小限に止めるためには、早期通報、初期消火対策が重要である。このため、家庭、事業所及び地域においては自主防火体制を充実強化し、市は、館林地区消防組合の協力を得て防火教育、防災訓練により市民、事業者の防火行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

2 消防力の強化

財政課・行政課・安全安心課・館林地区消防組合

(1) 消防施設等の整備強化

火災発生時には、早期消火、延焼拡大を阻止することが必要であることから、市は、消防組合における消防資機材等の整備や人員の確保、消防力強化の基盤となる消防団詰所等消防施設の整備充実を図るよう協力するとともに、財政援助に努めるものとし、設備整備を積極的に進めるものとする。

また、「消防力の整備指針（平成12年1月20日消防庁告示第1号[改正 平成17年6月消防庁告示第9号]）」及び「消防水利の基準（昭和39年12月10日消防庁告示第7号[改正 平成17年6月消防庁告示第10号]）」に基づき、計画的な消防施設等の整備強化に努める。

(2) 自主防災力の強化

① 自主防災組織の確立

市は、自主防災組織の確立強化に努め、火災に対する初動体制に万全を期するものとする。

② 予防消防力の強化

市は、自主防災組織の指導を図り、防火思想の普及徹底に努め、予防消防力を充実強化する。

また、地域住民による出火防止、初期消火等の活動が重要となるため、平素から市民による消火器の設置等を奨励するとともに、自主防災組織の育成を推進する。

3 消防団の充実強化

財政課・安全安心課・館林地区消防組合

消防団は、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、市民の安心と安全を守るという重要な役割を果たしている。しかしながら、近年は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その充実・強化を図ることが必要となってきた。このため、館林地区消防組合は、以下の観点から消防団の充実・強化を図り、市は、それを支援することで、地域社会の防災体制の推進を図る。

- ・消防団員の知識・技能等の地域社会への普及
- ・地域住民の消防団活動に対する理解の促進
- ・消防団への参加・協力の環境づくりの推進
- ・女性消防団員の加入促進
- ・事業所に対する協力要請
- ・消防団員の資質向上を図るための教育・訓練の充実
- ・施設・設備の充実

4 消防水利の整備

財政課・安全安心課・館林地区消防組合・群馬東部水道企業団

市、館林地区消防組合及び群馬東部水道企業団は、災害時に消防施設等も被害を受け、消防水利を十分確保することができなくなる恐れがあることから、従来の消火栓、防火水槽等消防水利の設置及び整備に際しては、耐震性を十分考慮し災害時における消防活動体制の整備に努めるものとする。併せて、耐震性貯水槽、自然水利の活用、プール、ため池、用水路等を活用する消防水利の多様化を推進するものとする。

第2 火災応急対策

火災発生時には、館林地区消防組合はもとより、市、市民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら他の消防機関等との連携を図りつつ、被害を最小限に食い止めるため全機能を挙げて延焼拡大防止措置等を行うものとする。

1 初期消火及び活動の基本

安全安心課・防災関係機関・市民・事業者・自主防災組織

火災による被害を防止または軽減するため、市民、事業者、自主防災組織等は、火災発生直後の初期消火及び延焼拡大防止措置を行い、また、各防災関係機関は、火災発生直後あらゆる方法により市民等に延焼拡大防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

(1) 市の措置

市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集・把握に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずるものとする。

また、状況により災害対策本部を設置し、速やかに群馬県に対し、設置状況等を報告するとともに、群馬県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

(2) 事業所の活動

① 火災が発生した場合の措置

自衛消防隊等により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報するものとする。必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行うものとする。

② 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講ずるものとする。

(3) 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には以下の活動を行うものとする。

① 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行うものとする。

② 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報するものとする。

(4) 市民の活動

① 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行うものとする。

② 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂のくみ置きの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報するものとする。

③ 通電火災の防止

被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。

2 消防活動体制

館林地区消防組合

消防活動体制等の詳細については、館林地区消防組合の定める計画による。

第2節 鉄道災害対策

第1 予防対策

鉄道における災害は、多数の死傷者等の発生を招きかねないので、事故災害防止のため、東武鉄道株式会社は、日常の安全運行の確保とともに、鉄道施設の適正な保守管理に努めるものとする。

(1) 鉄道の安全な運行等の確保

鉄道施設の点検整備は、すべての構造物に対する定期点検を実施し、安全性の確認及び環境条件の変化等による危険箇所を発見するため、必要に応じて、随時検査を実施する。

(2) 職員の配備体制

東武鉄道株式会社の体制に基づき関係職員の配置体制を取る。

(3) 関係機関相互の応援体制

関係機関及び協力会社との連絡を緊密にする。

(4) 避難誘導體制

災害発生時、駅のコンコース、改札口等において、利用客の見やすい場所に、誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図る。

列車においては、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について、詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努める。

(5) 防災訓練の実施

東武鉄道株式会社は、事故、災害発生時に、適切な処置がとれるよう、防災訓練を適宜実施する。

- ① 非常呼出訓練
- ② 避難誘導訓練
- ③ 消火訓練
- ④ 脱線復旧訓練
- ⑤ その他

第2 応急対策

1 東武鉄道株式会社の措置

東武鉄道株式会社

災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、東武鉄道株式会社は早期に初動体制を確立し、被害状況を把握するとともに、的確な応急対策を実施するものとする。詳細は、東武鉄道株式会社の防災業務計画によるものとする。

2 市の措置

安全安心課

市は、速やかに災害に関する情報収集に努めるとともに、被害状況を把握出来しだい、その結果について、県(館林行政県税事務所)へ報告する。また、災害応急対策の実施状況を必要に応じて県(館林行政県税事務所)へ報告するとともに、防災関係機関及び他の地方公共団体への広域応援要請の必要性等を県(館林行政県税事務所)へ連絡する。

第3節 道路災害対策

第1 予防対策

道路は、市民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであるため、道路災害の発生により、機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により、機能の確保を行う。

1 道路施設

道路河川課

道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。また、災害対策上必要とする道路施設については、緊急を要する施設から随時整備を進める。

(1) 道路

道路管理者は、道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破損等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施する。

(2) 橋梁

道路管理者は、落橋、変状等の被害が想定される道路橋、側道橋等については、橋梁補強工事を実施する。

(3) 道路附属施設

道路管理者は、道路敷地内に設置されている道路標識、道路情報提供装置などの道路施設について、補強に努める。

2 救助・救急・医療及び消火活動

道路河川課・邑楽館林医療事務組合・医療機関・館林地区消防組合

道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について、平常時より機関相互間の連携強化を図る。

3 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

道路河川課

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について、関係機関等との協力体制を充実するよう努めるものとする。

4 防災訓練の実施

道路河川課

道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

5 防災知識の普及

道路河川課

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等、防災知識の啓蒙普及を図る。

第2 応急対策

道路災害による負傷者等の発生や道路機能の支障発生に対しては、道路管理者及び防災関係機関は密接な連携を確保して、速やかな応急対策を講ずるものとする。

1 被災状況等の把握

道路河川課

道路管理者は、災害発生直後にパトロール等の緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合には、速やかに関係機関に通報するなど、所要の措置を講ずるものとする。

2 負傷者の救助・救出

社会福祉課・道路河川課

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関は連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行うものとする。

3 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路河川課

道路管理者は、道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。また、緊急輸送車両等の通行が必要なときは、本編第2章第7節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」及び県地域防災計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

4 二次災害の防止対策

道路河川課

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、要所の応急措置を講ずるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

第4節 航空災害対策

第1 航空災害応急対策

航空機事故等による災害から乗客及び地域住民等を守るため、防災関係機関との緊密な協力のもとで応急対策を実施し、被害の拡大を防御又は被害の軽減を図るものとする。

1 市の措置

社会福祉課・道路河川課

航空災害による負傷者が発生した場合には、関係機関は連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行うものとする。

第5節 県外の原子力施設事故対策

第1 災害予防

1 基本方針

安全安心課・地球環境課

(1) 目的

群馬県内には、原子力施設（原子力規制委員会が原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第6条の2第1項に基づき定める「原子力災害対策指針」の対象となる原子力施設をいう。以下同じ。）が立地せず、県外に立地する原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」設定の目安となる範囲*にも本県の地域は含まれていない。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所事故においては、大量の放射性物質が放出され、今までの想定を超える事態が発生している。

本市においても、福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、これまで空間放射線量率のモニタリング強化や農産物等の放射性物質検査を実施するなど前例のない災害対応を実施してきたところである。

本対策では、これらの災害対応を踏まえ、県外の原子力施設において事故が発生した際に備え、市が県等関係機関と連携して実施すべき予防対策について必要な事項を定め、市民の不安を解消することを目的とする。

*令和2年3月21日現在、原子力災害対策重点区域設定の目安となる範囲は、実用発電用原子炉に係る原子力施設について、最大でも「原子力施設から概ね30km」とされている。

(2) 館林市地域防災計画における本対策の位置付け

この対策において定めのない事項については、震災対策編による。

2 情報の収集・提供の推進

安全安心課・地球環境課

(1) 情報の収集・提供の推進

市は、県外に立地する原子力施設の事故に対し、県や防災関係機関からの情報の収集を行い、市民が必要とする多様な情報の提供に努める。

(2) 情報の分析整理

市は、収集した情報について、必要に応じ県の協力を仰ぎ、又は専門家の意見を聞き、分析整理に当たる。

3 環境放射線モニタリングの実施

地球環境課

(1) 環境放射線モニタリングの実施

市は、県外原子力施設事故発生時における環境評価を用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時の市内における環境放射線モニタリングを実施する。

(2) モニタリング機器等の整備・維持

市は、平常時又は県外原子力施設事故発生時における市内の環境に対する放射線の影響を把握するため、可搬型測定機器等の環境放射線モニタリング機器等を整備・維持すると

ともに、その操作の習熟に努める。

(3) モニタリング体制の整備、要員の確保・育成

市は、県外原子力施設事故発生時のモニタリングを迅速かつ円滑に実施するための組織を整備し、要員及びその役割等をあらかじめ定めておくとともに、必要な要員を育成する。

(4) 関係機関が実施する環境放射線モニタリング情報の収集

市は、県外原子力施設事故発生時のモニタリングに関し、国、県を通じ、他市町村、原子力事業者、原子力施設が立地する県や環境放射線モニタリング実施機関等からの情報集積に努める。

第2 災害応急対策

1 情報の収集・連絡

安全安心課・地球環境課

市は、県外に立地する原子力施設において放射性物質又は放射線が異常な水準で放出されるなどの事象等（以下「異常事象等」という。）が発生した場合は、県や関係機関等からの情報収集に努めることとする。

2 モニタリング体制の強化

地球環境課・農業振興課・地球環境課・下水道課・教育総務課・
学校給食センター・群馬東部水道企業団

市は、県外に立地する原子力施設における異常事象等発生の情報を得た場合は、放射性物質又は環境放射線の影響を早期に把握するため、必要に応じて、関係部局が連携し以下の対応を実施する。

実施結果等については、市民などへ積極的に広報するものとする。

(1) 空間放射線量率モニタリングの強化

市は、非常時に行っているモニタリング結果の取りまとめを行うとともに、観測データの推移に留意し、必要に応じて、その状況を逐次、県や関係機関へ連絡する。

また、必要に応じて、モニタリングの箇所数の増加や可搬型測定器による測定等モニタリングの強化を図ることとする。

(2) 水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査

市及び群馬東部水道企業団は水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を実施し、県や関係機関等へ連絡する。

(3) 農林水畜産物等の放射性物質検査

市は、県や関係機関等と連携し、農林水畜産物等に係る放射性物質検査を実施する。

(4) 焼却灰等の放射性物質汚染状況の把握

市は、県や関係機関等と連携し、廃棄物処理施設に係る焼却灰、排出ガス、放流水の放射性物質検査を実施する。

(5) 学校給食等の放射性物質検査

市は、県や関係機関等と連携し、学校給食等に係る放射性物質検査を実施する。

3 市民などへの情報伝達・相談活動

秘書課・安全安心課・地球環境課・農業振興課・下水道課・
教育総務課・学校給食センター・群馬東部水道企業団

(1) 市民等への情報伝達活動

- ① 市は、県や関係機関等と連携し、異常事象等に関する情報を広く市民に向けて提供し、市内における異常気象等に伴う混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。
- ② 市は、館林ケーブルテレビ等の放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得た情報提供に努める。また、インターネット等を活用した情報の提供にも努める。
- ③ 市は、市民への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じて伝達する情報の内容を理解する上で参考となる情報等を併せて提供する。
- ④ 市は、市民等のニーズに応じた多様な内容を情報提供するよう努める。
情報提供すべき内容としては、以下のような事項が想定される。

○市内の空間放射線量率に関する情報
○水道水、農林水畜産物、上下水処理等副次産物、焼却灰等の放射性物質に関する検査結果など
○相談窓口の設置状況

(2) 相談窓口等の設置

- ① 市は、県や関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応できるよう相談窓口を開設し、必要な要員を配置する。
想定される相談窓口としては、以下のようなものが挙げられる。

○放射線による健康相談窓口
○水道水、飲食物等の放射性物質に関する相談窓口
○県内の空間放射線量に関する相談窓口

- ② 市は、市民からの相談等で、十分な情報がない場合は、県や関係機関等と速やかに連絡を取り、情報を収集し、解決を図るよう努める。

4 水道水、飲食物の摂取制限等

農業振興課・下水道課・群馬東部水道企業団

(1) 水道水の摂取制限等

市及び群馬東部水道企業団は、原子力災害対策指針や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県(健康福祉部)の指導・助言、指示に基づき、水道水中の放射性物質が飲食物摂取制限に関する指標を超えた場合、又は乳児に与える場合の食品衛生法に基づく基準値を超えた場合は、摂取制限及び広報を実施する。

(2) 飲食物の摂取制限等

市は、原子力災害対策指針や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県(健康福祉部)の指導・助言、指示に基づき、飲食物中の放射性物質が食品衛生法に基づく基準値を超えた場合は、当該飲食物の回収及び販売禁止等必要な措置を講ずる。

(3) 農林水畜産物等の採取及び出荷制限

市は、原子力災害対策指針や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県(環境森林部、農政部)の指導・助言、指示及び放射性物質検査の結果に基づき、農林水畜産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に農林水畜産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を県と連携し

て行う。

(4) 食料及び飲料水の供給

市及び群馬東部水道企業団は、食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動について、県(総務部、健康福祉部、農政部)と協力して関係市民への応急措置を行う。

(5) 上下水処理等副次産物の利活用について

市及び群馬東部水道企業団は、国又は県(下水環境課、(企)水道課)からの指導・助言、指示及び放射性物質検査に基づき、各処理施設から発生する副次産物の利活用について、搬出制限等必要な措置を行う。

5 風評被害等の未然防止

商工課・農業振興課・つつじのまち観光課

市は、県や関係機関等と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止のために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客減少の防止のための広報活動等を行う。

6 各種制限措置の解除

地球環境課・農業振興課・下水道課・教育総務課・
群馬東部水道企業団

市は、県や関係機関等と連携し、放射性物質検査の結果及び国・県の指示や判断等を踏まえ、水道水・飲食物の摂取制限、農林水畜産物の採取の禁止・出荷制限等、上下水処理等副次産物の搬出制限等の各種制限措置を解除する。

7 モニタリングの継続実施と結果の公表

秘書課・地球環境課・農業振興課・下水道課・教育総務課・群馬東部水道企業団

市は、必要に応じて、県・原子力事業者その他関係機関と協力して空間放射線量率モニタリングや水道水、農林水畜産物、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を継続して行い、その結果を速やかに公表する。

8 風評被害等の影響軽減

秘書課・地球環境課・農業振興課・下水道課・教育総務課・群馬東部水道企業団

市は、県や関係機関等と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客減少の防止のための広報活動等を引き続き行う。

9 健康への影響と対策の検討

健康推進課

市は、県(健康福祉部)や関係機関等と連携し、モニタリング調査の結果等により、市民への健康の影響が懸念される場合は、影響の程度や対策について検討する。

第6節 竜巻対策

第1 災害予防

1 基本方針

安全安心課

(1) 目的

竜巻等の突風は、季節を問わず台風、寒冷前線、低気圧に伴って発生し、日本ではどの場所においても発生する危険がある。

本市においては、平成21年7月27日14時過ぎに竜巻が発生し、負傷者や住宅等の被害が多く確認され、その被害の範囲は大谷町付近から細内町付近までの東西6.5kmにわたっており、藤田スケールF1又はF2の竜巻による被害であった。本市では、被害調査や被災者に対する支援を実施するなど前例のない災害対応を実施した。

また、7月27日を「館林市の防災を考える日」として定めた。

本対策では、これらの災害対応を踏まえ、竜巻が発生した際に備え、市が実施すべき予防対策について必要な事項を定め、市民の不安を解消することを目的とする。

(2) 災害応急対策

竜巻による災害応急対策については、風水害・雪害等対策編第2章「災害応急対策」を準用する。

2 災害情報の収集・伝達

安全安心課

(1) 竜巻情報等気象情報の収集

竜巻等の発生メカニズムについては未だ研究段階であるが、気象庁では、竜巻等突風が発生しやすい気象状況となった場合に、局地的な「竜巻注意情報」を発信している。竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台等が担当地域を対象に発表されるもので、この情報は気象庁より防災関係機関に伝達される。

(2) 竜巻情報等気象情報の伝達

市は、竜巻等突風発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備し、竜巻注意情報が気象庁より伝達された場合に、市民へ速やかな広報を行う手法を検討する。

3 個人対策の啓発普及

安全安心課

竜巻等突風の発生を予測したり予防することは困難であるが、これが発生した時に適切な行動をとることができれば、人的被害を軽減することが可能となる。

(1) 竜巻予防広報資料の入手

気象庁及び内閣府では、パンフレット「竜巻等突風災害とその対応」を作成し、我が国における竜巻等突風災害の特徴と個人の身の守り方を国民に紹介している。

竜巻からの身の守り方	
屋内にいる場合	屋外にいる場合
・窓を開けない ・窓から離れる ・カーテンを引く ・雨戸、シャッターをしめる ・地下室や建物の最下階に移動する ・家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する ・部屋の隅、ドア、外壁から離れる ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る	・車庫、物置、プレハブを避難場所にしてしない ・橋や陸橋の下に行かない ・近くの頑丈な建物に避難する ・上記建物がない場合は、近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕と頭と首を守る ・飛来物に注意する

これらのパンフレット等広報資料を入手し、市民に伝達する。

(2) 竜巻予防の啓発・普及

防災訓練等防災イベントの際に上記パンフレット等を紹介するとともに、市民に対し竜巻等突風のメカニズムやこれと遭遇した場合の身の守り方等についての啓発・普及を行う。